



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月9日金曜日 第1692号

### ◇ 目 次 ◇

民生委員の定数の一部改正.....	903
医師の指定.....	903
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	904
土地改良区の合併.....	904
土地改良区の合併による解散.....	904
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	904
市営土地改良事業の施行の同意.....	905
普通肥料の検査結果の公表.....	905
患畜等の発生.....	905
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	905
道路の区域決定（県道岩城弓削線）.....	905
道路の供用開始（県道岩城弓削線）.....	906
道路の区域変更（県道岩城弓削線）.....	906
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	906
開発行為に関する工事の完了.....	906
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	906
落札者等の告示（2件）.....	907

### 公 告

危険物取扱者法定講習会の実施.....	907
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	908
愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集.....	908
愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集.....	910

### 教育委員会公告

愛媛県武道館の指定管理者の募集.....	911
----------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	913
不在者投票のできる施設の指定.....	913

### 任 免 辞 令

尾田 進外.....	913
有森 勳外.....	913

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1645号

民生委員の定数（平成16年11月愛媛県告示第2329号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

表中「176」を「283」に改め、

吉田町	38
三間町	26

及び「津島町 | 43 |」を削る。

#### ○愛媛県告示第1646号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	宇和島社会保険病院	藤 淵 剛 次	宇和島市賀古町二丁目1-37	平成17年9月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	旭川荘南愛媛病院	大 森 啓 充	北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地	〃
肢体不自由・呼吸器機能障害	外 科	西予市国民健康保険俵津診療所	那 須 一 道	西予市明浜町俵津3番耕地228番地	〃
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 田 啓 之	東温市志津川	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・免疫機能障害	内 科	医療法人北辰会まなべ病院	長谷川 敦 彦	西条市氷見丙477番地	〃
呼 吸 器 機 能 障 害	〃	愛媛医療生活協同組合泉川診療所	吉 田 克 巳	新居浜市瀬戸町1番2号	〃
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	喜多医師会病院	山 田 忠 克	大洲市徳森字小鳥越2632-3	〃
肢 体 不 自 由	内 科	国民健康保険久万高原町立病院	金 岡 光 雄	上浮穴郡久万高原町久万65番地	〃

○愛媛県告示第1647号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュバリュー西条店・m a c 朔日市店  
西条市朔日市 296 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ママイ  
四国中央市金生町下分1349番地 1  
代表取締役 後藤 隆彦  
有限会社マック企画  
西条市大町1762番地  
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ママイ  
四国中央市金生町下分1349番地 1  
代表取締役 後藤 隆彦  
有限会社マック企画  
西条市大町1762番地  
代表取締役 伊藤 慎太郎  
有限会社石水フーズ  
西条市新田字北新田 180 番地13  
代表取締役 石水 郁夫
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年4月19日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,749平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
172台  
イ 駐輪場の収容台数  
80台  
ウ 荷さばき施設の面積  
185平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
69立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社ママイ 24時間営業  
有限会社マック企画 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後12時  
有限会社石水フーズ 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
フレッシュバリュー西条店  
午前6時から午後7時まで  
m a c 朔日市店  
午前9時から午後4時まで

2 届出年月日

平成17年8月18日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1648号

丹原町土地改良区から認可申請のあった周桑郡丹原町北田野土地改良区及び周桑郡丹原町池之内土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成17年9月1日認可したので、同日合併後存続する丹原町土地改良区の定款を変更した。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1649号

周桑郡丹原町北田野土地改良区及び周桑郡丹原町池之内土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、丹原町土地改良区と合併したので平成17年9月1日解散した。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、北宇和郡鬼北町大字延川、奈良及び下大野地域

に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・鬼北地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年9月12日から10月12日まで
- 3 縦覧場所  
鬼北町役場

○愛媛県告示第1651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、新居浜市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・新田地区）の施行に平成17年8月26日同意した。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1652号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

平成17年7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
魚かす粉末	全国農業協同組合連合会	ボン7.0魚かす粉末	主成分 T N T P				

- 注1 これは、検査対象荷口全体の肥料の品質を代表し得るよう抽出した袋（ばら積みの場合にあっては、採取部位）から採取し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目についての指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略称は、次のとおりである。

略称	主成分	略称	主成分	略称	主成分
T N	窒素全量	T P	りん酸全量		

○愛媛県告示第1655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名63番地先から 同町弓削佐島35番4まで	メートル 10.8~69.0	キロメートル 1.811	

○愛媛県告示第1653号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり豚流行性脳炎が発生した旨の届出があった。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

患 畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
1頭	南宇和郡愛南町御荘長月1186	平成17年8月25日	

○愛媛県告示第1654号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

河 川 名	区 域
支流 鹿野川	右岸 大洲市河辺町北平2248番地先から同市肱川町山鳥坂586番1地先まで 左岸 大洲市河辺町北平2263番地先から同市肱川町山鳥坂282番地先まで
小々支流 山神坊川	右岸 大洲市平野町平地2614番地先から同市平野町平地乙1657番2地先まで 左岸 大洲市平野町平地2652番地先から同市平野町平地2259番地先まで
小支流 長藪谷川	右岸 大洲市平野町平地4878番地先から同市平野町平地4532番地先まで 左岸 大洲市平野町平地5164番地先から同市平野町平地4533番地先まで
小々支流 神田川	右岸 大洲市稲積386番地先から同市稲積210番1地先まで 左岸 大洲市稲積572番地先から同市稲積196番1地先まで
小支流 彌尾川	右岸 大洲市梅川622番地先から同市梅川278番2地先まで 左岸 大洲市梅川145番地先から同市梅川189番地先まで

○愛媛県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城弓削線	越智郡上島町佐島70番3から 同町佐島35番4まで	平成17年9月9日

○愛媛県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	岩城弓削線	越智郡上島町生名73番地先から 同町生名63番地先まで	旧	メートル 6.0~18.0	キロメートル 0.130	
			新	10.0~34.0	0.124	

○愛媛県告示第1658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁にお

いて公衆の縦覧に供する。  
平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第676号 平成17年8月24日	西条市飯岡古河267番6、268番2、269番2、277番3、268番2地先水路、277番3地先水路及び267番6地先農道	西条市飯岡150番地 秦 慶 誉
17松局建（開）第31号 平成17年8月26日	伊予郡松前町大字筒井字金平615番4及び616番2	伊予市下吾川1249番地4 河野宅建 代表者 河野重利

○愛媛県告示第1660号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。  
平成17年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
宇和 第11 号	西予市宇和町卯之町四丁目659番地	西予交通安全協会	売りさばき人 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 西予交通安全協会	売りさばき人 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 宇和交通安全協会	平成17年 8月21日

			売りさばき所 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 西予警察署内	売りさばき所 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 西予警察署内	
宇和 第12 号	西予市宇和町卯之町四丁目659番地	西予交通安全協会	売りさばき人 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 西予交通安全協会 売りさばき所 西予市野村町野村12号153番地 西予警察署野村交番内	売りさばき人 西予市野村町野村12号153番地 野村交通安全協会 売りさばき所 西予市野村町野村12号153番地 西予警察署野村交番内	平成17年 8月21日

○愛媛県告示第1661号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
運転免許管理用電子計算システム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年8月29日	NECリース株式会社 四国支店 高松市中野町29番2号	6,398,595円	一般競争入札	平成17年7月19日
指紋情報管理システム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年8月29日	NECリース株式会社 四国支店 高松市中野町29番2号	4,762,695円	一般競争入札	平成17年7月19日
放置駐車違反対策関連中央システム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年8月29日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号	804,279円	一般競争入札	平成17年7月19日

○愛媛県告示第1662号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
A P R形移動用無線機（A P R - M L 1） 151式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年8月29日	三菱電機株式会社 四国支社 香川県高松市寿町一丁目1番8号	55,984,215円	一般競争入札	平成17年7月19日

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成17年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成17年10月3日（月）午前9時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜地方局
	平成17年10月5日（水）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成17年10月6日（木）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成17年10月21日（金）午前9時	宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局

	平成17年10月24日(月)午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター
	平成17年11月7日(月)午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター
	平成17年11月16日(水)午前9時	西条市喜多川796番地1 愛媛県西条地方局
	平成17年11月17日(木)午後1時	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成17年11月24日(木)午前9時	四国中央市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
(2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和60年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成17年10月5日(水)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成17年11月10日(木)午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター
	平成17年11月17日(木)午前9時	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成17年11月18日(金)午前9時	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成17年11月21日(月)午後1時	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成17年10月3日(月)午後1時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成17年10月6日(木)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成17年10月21日(金)午後1時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成17年11月7日(月)午後1時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター
	平成17年11月16日(水)午後1時	西条市喜多川796番地1 愛媛県西条地方局
	平成17年11月18日(金)午後1時	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成17年11月24日(木)午後1時	四国中央市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター

2 受講申請書の提出期間

平成17年9月9日から各講習開催日の2日前まで(必着)

3 受講申請書の請求先及び提出先

最寄りの地方局総務県民部県民生活課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年8月29日	特定非営利活動法人 ライフアメニティ倶楽部東予	小笠原 淳	愛媛県新居浜市北新町1番20号	この法人は、地域社会に対して保健、医療又は介護、福祉の増進とまちづくりの推進を図ると同時に、介護予防生活支援の寝具類洗濯乾燥消毒及び介護保険の啓蒙、普及又は各種イベントの企画制作に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集について  
愛媛県生活文化センターの指定管理者を次のとおり募集す

る。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県生活文化センター(以下「センター」という。)

の概要

1 所在地	愛媛県松山市北持田町139番地2
2 設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 2,414.84㎡ (うち駐車場928.92㎡) イ 建築面積 937.35㎡ (茶室の面積を除く。) ウ 延床面積 2,458.70㎡ (茶室の面積を除く。) エ 茶室「和松庵」 建築面積 86.51㎡ (2) 構造 ア 鉄筋コンクリート造 (一部地下1階、地上3階) イ 茶室 木造平屋建て、瓦葺き (3) 施設内容 大広間 (152畳 (300人収容)) 第1研修室 (100人) 第2研修室 (80人) 第3研修室 (20人) 調理研修室 (30人) 和室 (8室) 茶室 (8畳、4畳半) (4) 駐車台数 52台 (うち身体障害者用2台)
4 事業概要	(1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関する事。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県生活文化センター管理条例 (平成17年愛媛県条例第70号) 第4条から第16条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間 (予定)

5 申請資格等

- (1) 申請資格  
 申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。  
 ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない者  
 イ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生手続又は再生手続をしているもの  
 ウ 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは

製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

- エ 県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- オ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しないもの
- カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
- キ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ク 暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。 ) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団の構成員等」という。 ) の統制の下にあるもの
- ケ 役員 (法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。 ) のうちに、次のいずれかに該当する者がいるもの  
 (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条 (同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。 ) 又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者  
 (イ) 成年被後見人又は被保佐人  
 (ウ) 破産者で復権を得ない者  
 (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
 (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (第31条第7項を除く。 ) の規定に違反し、又は刑法 (明治40年法律第45号) 第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律 (大正15年法律第60号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
 (カ) 暴力団の構成員等
- (2) 複数の団体での共同申請  
 サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

- (1) 選定基準  
 ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。  
 イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。
- (2) 選定方法  
 愛媛県県民文化会館等指定管理者候補選定審査会において、応募者が提出した申請書類や面接の実施により審査を行い、選定基準に基づいて総合的に評価し選定した指定管理者の候補者の中から、知事が決定する。

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月28日（水）から10月11日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便によることとし、同日までの消印のあるものは受け付ける。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課文化企画係

電話番号 (089)912 2972

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集について

愛媛県県民文化会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市道後町二丁目5番1号
2 設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 24,165.21㎡ イ 建築面積 11,336.91㎡ ウ 延床面積 41,400.39㎡ エ 西側駐車場面積 2,928.81㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（地下2階、地上5階） (3) 施設内容 メインホール（3,000席） サブホール（1,000席） 多目的ホール（真珠の間） リハーサル室（4室）

	楽屋（27室） 会議室（9室） (4) 駐車台数 321台（地下100台（うち身体障害者用4台）、地上88台（うち身体障害者用4台）、西側133台）
4 事業概要	(1) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 会館の事業の実施に関する業務
- (2) 会館の利用の許可に関する業務
- (3) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 会館の利用の促進に関する業務
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号）第4条から第16条までの規定による。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続をしているもの

ウ 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しないもの

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定め



があるものにあつては、代表者又は管理人を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者がいるもの

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人  
(ロ) 破産者で復権を得ない者  
(ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ニ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ホ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請  
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

愛媛県県民文化会館等指定管理者候補選定審査会において、応募者が提出した申請書類や面接の実施により審査を行い、選定基準に基づいて総合的に評価し選定した指定管理者の候補者の中から、知事が決定する。

7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成17年9月28日(水)から10月11日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便によることとし、同日までの消印のあるものは受け付ける。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課文化企画係

電話番号 (089)912 2972

10 その他

詳細は、募集要項による。

教育委員会公告

〇公 告

愛媛県武道館の指定管理者の募集について

愛媛県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年9月9日

愛媛県教育委員会

教育長 野 本 俊 二

1 愛媛県武道館(以下「武道館」という。)の概要

1 所在地	松山市市坪西町551番地
2 設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導
3 施設規模	(1) 規模 ア 設置許可面積 33 978 .50㎡ イ 建築面積 10 299 .64㎡ ウ 延床面積 17 499 .84㎡ エ 駐車場面積 6 590 .77㎡ (2) 構造 木造一部鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階) (3) 施設内容 主道場(柔道場又は剣道場8面設置可能・多目的利用可能、観客席2階2 932席・1階フロア臨時席約3 600席設置可能) 柔道場(3面常設、観客席278席) 剣道場(3面常設、観客席278席) 副道場(各種武道場2面常設、観客席132席) トレーニング室(各種トレーニング機器設置) 会議室(3室) (4) 駐車台数 217台(正面駐車場70台(うち身体障害者用6台)、東側駐車場147台(うち大型バス専用5台))
4 事業概要	(1) スポーツ行事の実施に関する業務 (2) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する業務 (3) 体力の保持及び増進に関する相談及び指導に関する業務 (4) 施設の提供に関する業務 (5) その他必要な業務

## 2 指定管理者の業務

- (1) 武道館の事業の実施に関する業務
- (2) 武道館の利用の許可に関する業務
- (3) 武道館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 武道館の利用の促進に関する業務
- (5) 武道館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務

## 3 管理の基準

愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）第4条から第16条までの規定による。

## 4 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間（予定）

## 5 申請資格等

## (1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続をしているもの

ウ 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しないもの

カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいるもの

- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団の構成員等

## (2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

## 6 指定管理者の選定方法等

## (1) 選定基準

ア 武道館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 武道館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

## (2) 選定方法

愛媛県県民文化会館等指定管理者候補選定審査会において、応募者が提出した申請書類や面接の実施により審査を行い、選定基準に基づいて総合的に評価して選定した指定管理者の候補者の中から、教育委員会が決定する。

## 7 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 宣誓書
- (3) 武道館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
- (7) 団体の概要を記載した書類
- (8) 役員名簿
- (9) 県税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (11) 印鑑証明書
- (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

## 8 申請期間

平成17年9月28日（水）から10月11日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便によることとし、同日までの消印のあるものは受け付ける。

## 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課  
県民スポーツ係  
電話番号 (089)912 2983

10 その他

詳細は募集要項による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162  
号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選  
挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年9月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件とな  
るべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,214,625
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,293
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3  
分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,105

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する  
者の数

選挙区別	選挙権を有する者の 総数	同左の3分の1の数（松山 市選挙区にあっては、同左 の40万を超える数に6分の 1を乗じて得た数と40万に 3分の1を乗じて得た数と を合算して得た数）
松山市	413,402	135,567
今治市・越智郡	153,757	51,253
宇和島市	76,321	25,441
八幡浜市・西宇和郡	45,850	15,284
新居浜市	103,397	34,466
西条市	94,144	31,382
大洲市	41,996	13,999
伊予市	33,216	11,072
四国中央市	77,238	25,746
西予市	38,766	12,922
東温市	27,808	9,270
上浮穴郡	9,945	3,315
伊予郡	43,871	14,624
喜多郡	16,921	5,641
北宇和郡	14,681	4,894
南宇和郡	23,312	7,771

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及  
び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例による  
こととされている場合を含む。）の規定により、次の施設を

不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年9月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
軽費老人ホーム	ケアハウス虹の 里	四国中央市上分町乙8番地73

任 免 辞 令

○任免辞令

8月25日

愛媛県事務吏員 尾田 進

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

8月26日

松原 哲也

愛媛県事務吏員に任命する

行政職8級を命ずる

経済労働部管理局労政雇用課長を命ずる

○任免辞令

8月31日

愛媛県技術吏員 有森 勸

願により本職を免ずる

9月1日

佐野 敬介

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

医長を命ずる

愛媛整肢療護園勤務を命ずる

--	--